

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人レディース鍼灸協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、はり、きゅう、あん摩・マッサージ及び指圧、美容、エステティック、顔の痩身美容、アロマセラピーの提供、カイロプラクティック、ストレッチ等の施術を通して、女性特有の病気及び疾患を自然治癒するための、レディース鍼灸師の育成及びレディース鍼灸を社会に普及させることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) レディース鍼灸師の理論及び技術の教授
- (2) レディース鍼灸師の資格取得のための指導
- (3) レディース鍼灸師の資格認定制度の創設、運営、認定及び認定証の発行
- (4) 鍼灸、ツボに関するアプリの運用、促進
- (5) レディース鍼灸に関する各種講演会、イベント、交流会、セミナー等の企画、開催
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公 告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、

次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第 7 条 この法人の社員となろうとする者は、別に定めるところにより申し込みし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第 8 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 9 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 10 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡又は解散、若しくは破産したとき。
- (3) 半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第 13 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(議 決 権)

- 第 15 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議 長)

- 第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 事 録)

- 第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設定)

- 第 18 条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 3名以上5名以内
 - 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2

以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 24 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 32 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- 2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監事報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 34 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 1 1 月 30 日までとする。

(設立時の役員等)

第 35 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 静岡県沼津市我入道秋葉町 4 4 8 番地の 8
曾根原 容 子

設立時理事 東京都中央区晴海一丁目 8 番 5 - 1 9 0 3 号
山 崎 さつき

設立時理事 東京都調布市西つつじヶ丘四丁目 3 5 番地 2 8
コーポ月岡 2 0 3
木 村 葉 子

設立時理事 東京都江東区北砂一丁目 1 9 番 1 6 - 8 0 2 号
奥 野 友 香

設立時監事 東京都北区赤羽北一丁目 1 4 番 9 号
安 野 富美子

設立時代表理事 静岡県沼津市我入道秋葉町 4 4 8 番地の 8
曾根原 容 子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 36 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 静岡県沼津市我入道秋葉町 4 4 8 番地の 8
曾根原 容 子

設立時社員 静岡県沼津市大手町三丁目 4 番 1 6 号
株式会社ビューティースタイルス
代表取締役 曾根原 容 子

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人レディース鍼灸協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人貝原事務所、代表社員貝原敏哉は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日

設立時社員 静岡県沼津市我入道秋葉町 4 4 8 番地の 8
曾根原 容 子

設立時社員 静岡県沼津市大手町三丁目 4 番 1 6 号
株式会社ビューティースタイルス
代表取締役 曾根原 容 子

上記設立時社員の定款作成代理人
静岡県沼津市宮町 8 5 番地
司法書士法人貝原事務所
代表社員 貝 原 敏 哉